

保育所等利用申込みの御案内

利用希望日：令和7年5月～令和8年4月の方向け

☆保育所等の申込み、利用について大切なことが書いてあります。内容はすべて確認してください。



小樽市公式LINE案内人レッタくん



1	保育所、認定こども園、幼稚園を利用するには・・・・・・・・・・	1
2	2号・3号認定を受けて保育を利用する・・・・・・・・・・	2
3	利用申込みに必要な書類・・・・・・・・・・	6
4	保育料・・・・・・・・・・	8
5	手続の一部にマイナンバーが必要になります・・・・・・・・・・	11
6	1号認定を受けて教育施設を利用する・・・・・・・・・・	12
7	その他のサービス・・・・・・・・・・	13
8	保育所等一覧・・・・・・・・・・	14
9	Q&A・・・・・・・・・・	16
10	記入例・・・・・・・・・・	17

【お問合せ先】

小樽市こども未来部 子育て支援課 教育保育係
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号（別館5階）
代表電話：0134-32-4111 内線（304）

令和7年4月1日発行

このパンフレットでは保育所、認定こども園及び幼稚園を利用するための方法について御案内しています。

※保育所等とは・・・保育所、認定こども園（保育部分）

※幼稚園等とは・・・幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）

1 保育所、認定こども園、幼稚園を利用するには

保育所、認定こども園、幼稚園を利用するためには、下表の教育・保育給付認定の区分において、いずれかの認定を受ける必要があります。（申請は入所申込みと同時にできます。）

教育・保育給付認定の区分		1 号 認 定	2 号 認 定	3 号 認 定
対象となる子ども		保育を必要としない 満3歳以上の幼児	保育を必要とする 満3歳以上の幼児	保育を必要とする 満3歳未満の乳幼児
利用 施設等 できる	認 定 こ ど も 園	○	○	○
	幼 稚 園	○	—	—
	保 育 所	—	○	○
	地 域 型 保 育 事 業	—	—	○

■申込方法について知りたい

1 号認定を受けて教育を利用 ⇒ 12ページを御覧ください。

2号・3号認定を受けて保育を利用 ⇒ 2ページを御覧ください。

■手続に必要な書類について知りたい ⇒ 6ページを御覧ください。

（2号・3号認定を受けて保育を利用する場合）

■教育・保育給付認定と利用できる保育所等の入所決定は、別々の決定です。

教育・保育給付認定を受けた場合であっても、希望する保育所等で受入れができない場合は入所することができませんので、入所待ちとなります。

★ 申込期間一覧（令和7年度）※2・3号認定を受けて保育を利用する場合

入所希望月	申込期間
5月	3月17日（月）～4月15日（火）
6月	4月16日（水）～5月15日（木）
7月	5月16日（金）～6月13日（金）
8月	6月16日（月）～7月15日（火）
9月	7月16日（水）～8月15日（金）
10月	8月18日（月）～9月12日（金）
11月	9月16日（火）～10月15日（水）
12月	10月16日（木）～11月14日（金）
1月	11月17日（月）～12月15日（月）
2月	12月16日（火）～1月15日（木）
3月	1月16日（金）～2月13日（金）
R8.4月（1次調整）	1月5日（月）～2月13日（金）
R8.4月（2次調整）	2月16日（月）～3月13日（金）

※4月（2次調整）は1次調整で申込んだ方の利用調整終了後に利用調整を行います。

※上記の**申込期間に全ての必要書類が揃わない場合、利用調整の対象とはなりません**ので御注意ください。

※郵送の場合、担当係に郵便物が届いた日を受付日としますが、書類に不備等がある場合、不備解消後の受付となります。また郵送の場合には申込期間内必着です。（消印無効）

なお、郵便事故等については一切の責任を負いかねます。

2 2号・3号認定を受けて保育を利用する

(1) 申請方法

受付から入所までの流れは次のとおりです。

！【きょうだい同時に申込みを行う方へ】
同じ保育所等を希望しても、保育所等の事情により同時期に入所できないことがあります。「同じ保育所で同時入所のみを希望する」「一人だけでも入所を希望する」など申込み前に十分に御検討のうえ、お申込みください。

利用申込・認定申請受付

利用を希望する月の前々月16日から前月15日までにお申込みください。
(15日が土・日曜日、祝日の場合はその前日まで)

利用調整

入所が決定した場合

- ☆・毎月25日頃に表紙の電話番号から連絡します（新年度4月1次調整については3月11日頃より連絡します。）。
- ☆・携帯電話等に「表紙の電話番号」の御登録をお願いします。登録した電話番号から着信があった場合、折り返しお電話をお願いします。
- ・入所日より前に、施設で面談を行います。
(面談日は、利用調整の結果連絡の際にお伝えします。)
- ・入所後しばらくの間は、通常よりも短時間のお預かりとなる「**慣らし保育**」が必要となります(詳細は5ページの「慣らし保育について」を御覧ください。)

入所が決まらなかった場合

- ・翌月以降も利用調整を行います。毎月利用申込みの手続きを行っていただく必要はありませんが、年1回の現況確認(毎年6月頃)の際には再度申請手続きを行っていただく必要があります。
- ☆・教育・保育給付認定の事由が「求職活動」の場合等は、教育・保育給付認定の有効期間が満了となる前に、再度教育・保育給付認定の申請をしていただく必要がありますので御注意ください。
- ☆・世帯状況や仕事を始めた等、最初の申込から何らかの変更があったときは、利用調整に影響する場合があるため、必ず届け出てください。
- ☆・利用を希望しなくなった場合は、必ず「取下書」を提出してください。

<利用調整結果のお知らせについて>

利用調整結果の通知及び電話連絡については最初の月のみ行います。翌月以降については利用調整の結果、入所が決まった場合のみ通知及び電話連絡を行います。

<支給認定証について>

小樽市では教育・保育給付認定通知書を交付するため、**支給認定証**は発行していません。必要な場合は、教育保育係までお問合せください。

(2) 保育の必要性の認定について

2号・3号認定を受けるには、小樽市内に住む0歳から小学校に入学するまでの子どもで、保護者のいずれもが「保育を必要とする事由（就労や求職等）」に該当することが必要となります。

保育を必要とする事由	教育・保育給付認定の有効期間 (保育所等を利用できる期間)	保育必要量(※)	
		標準時間	短時間
① 就労 1月当たり <u>64時間以上</u> 労働することを常態とすること	小学校就学前まで	月 120 時間以上就労	月 64 時間以上 120 時間未満就労
② 妊娠、出産 妊娠中、又は出産後間がないこと (出産前後各8週の期間内) ※多胎児の場合出産前後各14週の期間内	出産日から起算して8週 (14週)間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	○	—
③ 保護者の疾病、障がい 疾病にかかり、若しくは負傷し又は精神若しくは身体に障がいを有していること	小学校就学前まで	○	—
④ 同居親族の介護・看護 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護していること		月 120 時間以上介護	月 64 時間以上 120 時間未満介護
⑤ 災害復旧 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること		○	—
⑥ 求職活動 求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っていること	入所日から90日を経過する日が属する月の末日まで	—	○
⑦ 就学 就学中の場合 (職業訓練学校等における職業訓練を含む)	卒業予定日(修了予定日)が属する月の末日まで	月 120 時間以上就学	月 64 時間以上 120 時間未満就学
⑧ 虐待やDVのおそれがあること	小学校就学前まで	○	—
⑨ 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	育児休業の対象となる子どもの1歳の誕生日の前日まで	—	○
⑩ 前各号に類する状態として市が認める場合	原則として、小学校就学前まで	状況に応じて認定	

保育必要量とは？

保育の必要性に応じ「保育標準時間」「保育短時間」いずれかの保育必要量の認定を受けることになります。認定内容により保育所等を利用できる時間が下記のとおり異なります。

- 保育標準時間：保育が必要な範囲内で、1日**最大11時間まで**利用可能
- 保育短時間：保育が必要な範囲内で、1日**最大8時間まで**利用可能（8：30～16：30）

- ・なお、保護者が2人（例：父母）いる場合、2人とも「保育標準時間」の事由を満たしている場合に「保育標準時間」として認定されます（保護者の一方が「保育短時間」の事由にしか該当しない場合、「保育短時間」として認定されます。）。
- ・「保育標準時間」の事由を満たしていても、「保育短時間」での御利用を希望する場合、「保育短時間」の認定を受けることができますのでお申出ください。
- ・「保育短時間」の事由しか該当しない場合であっても、仕事のシフトでお迎えが間に合わない等の特別な事情により「保育標準時間」を希望する場合、教育保育係へ御相談ください。
- ・「保育短時間」の認定を受けている方が、「保育短時間」の時間帯以外で利用した場合は延長保育を実施することとなり、別途料金が発生します。

（３）利用調整とは

保育所等の利用を希望する方の家庭の状況や保護者の就労状況等により、優先順位を付け、保育所等の利用について調整を行います。

利用希望施設の追加・変更について

申込み後の希望施設の追加・変更については、窓口又はお電話にて受付しています。

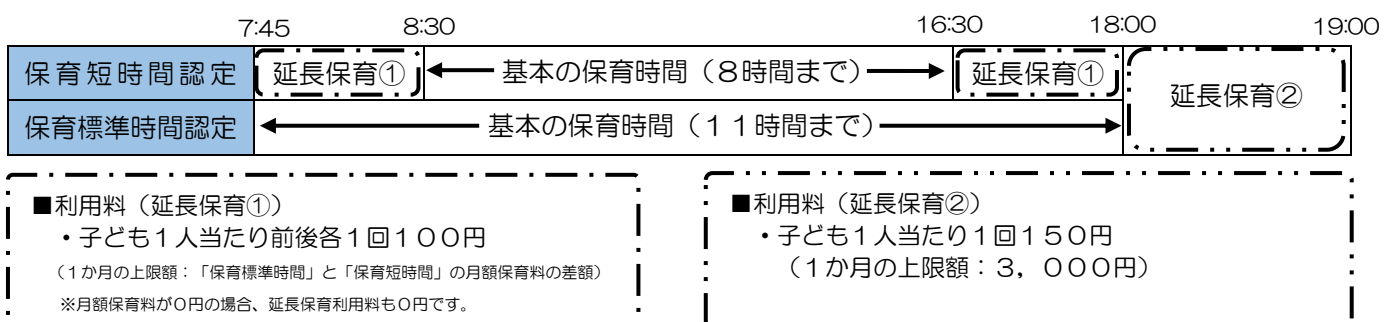
ただし、毎月15日を過ぎると次の利用調整を開始するため、希望施設の追加・変更が出来なくなります。追加・変更を希望する場合には毎月15日まで（15日が土・日曜日、祝日の場合はその前日まで）に御連絡ください。

受付時間：平日 午前9時～午後5時20分 ☎：0134-32-4111 内線304

（４）延長保育

保育の必要量に応じて延長保育を利用することができます。利用手続については、各保育所等に直接お問合せください。

（例）【開所時間 7：45～19：00 保育短時間8：30～16：30の場合】



（５）その他利用に当たっての注意点

☆■現況届

入所が決定し保育所等を利用している場合、年１回（毎年６月頃）に認定状況等の確認のため「現況届」及び「保育を必要とする事由を証明するための書類」等の提出が必要です。

■保育を必要とする事由の消滅及び無断欠席について

保育を必要とする事由が消滅した場合や、無断で１０日以上欠席した場合等は、教育・保育給付認定の有効期間内であっても保育所等を退所していただくことがあります。

■慣らし保育について

子どもが新しい環境での生活に順応するため、入所後しばらくの間は、保育時間を徐々に増やす「慣らし保育」が必要となります。「慣らし保育」の期間は、平均して１～３週間程度ですが、場合によっては３週間以上かかる事もあります。

なお、育児休業明けや就労内定で申込みされる場合、慣らし保育期間を含め育児休業明け仕事復帰日又は就労開始予定日の３週間前から保育所等の利用を希望できます。

■保育短時間の認定を受けた子どもの利用時間

保育短時間の認定を受けた子どもが利用可能な時間帯は、８：３０～１６：３０の範囲内です。

残業や緊急の場合などで、８：３０～１６：３０の時間帯以外で保育所等を利用した場合は、子ども１人当たり前後各１回１００円の延長保育料が発生します（１か月の上限は、保育標準時間と保育短時間の月額保育料の差額です。）。

さらに１８：００～１９：００の延長保育も利用した場合は、別途延長保育料が発生します。

☆■認定こども園について

認定こども園については、市への申込み前に直接施設へ連絡し、必ず事前に見学された上で費用負担等について御確認いただきますようお願いいたします。

■産休・育児休業明けの利用申込みについて

新規申込みの場合、利用開始日は職場復帰日に基づき決定します。また、保育所等への入所が決定次第、育児休業を短縮して復帰する場合、就労証明書への記載が必要になります。詳しくは教育保育係までお問合せください。

■年度途中で３歳になった場合

３号認定の教育・保育給付認定の有効期間は、最大で「満３歳に達する日の前日まで」となりますが、保育を必要とする事由に変更がない場合は、市から新しい教育・保育給付認定通知書（２号認定）を交付しますので、改めての申請手続は不要です。

■広域利用について

保護者の居住する市町村と利用を希望する保育所等の所在地市町村が異なる場合、広域利用となり、市町村間での協議により利用の可否を決定します。住民登録のある市町村で申込みを行ってください。

3 利用申込みに必要な書類

(1) 新規利用申込みの場合

利用申込みに必要な書類が必要です。

(書類は教育保育係窓口で配布しております。小樽市ホームページからもダウンロードできます。)

□1 教育・保育給付認定申請書兼現況届

□2 保育所等利用申込書

(1及び2の書類は【利用を希望する子ども1人につき、1枚ずつ必要】です。)

□3 保育を必要とする事由を証明するための書類

下表①～⑩の該当する事由に係る必要書類を提出してください。

※18歳以上65歳未満の同居の親族等が「保育を必要とする事由」に該当する場合は、必要書類を提出してください(御提出がない場合は利用調整の優先度が低くなります。)

保育を必要とする事由		必要書類	証明又は記入者
① 就労	会社勤務、自営業（法人）、内職	就労証明書	勤務先
	自営業（個人）	自家営業申立書 及び 民生委員の確認報告書	自家営業申立書→本人 民生委員の確認報告書→民生委員
② 妊娠、出産		母子手帳のコピー（表紙 と出産予定日（出生証明 書）が記載されたページ）	－
③ 保護者の疾病、障がい		医師の診断書（生活保護 受給者は入院通院申立 書）、障害者手帳等のコピ ー	医師の診断書→医療機関 ※自宅での保育が困難である旨の記載が必要。 入院通院申立書→本人
④ 同居親族の介護		病人看護状況申立書 及 び 民生委員の確認報告書	病人看護状況申立書→本人 民生委員の確認報告書→民生委員
⑤ 災害復旧		り災証明書	災害によって発行場所が異な ります。詳しくは教育保育係に お問合せください。
⑥ 求職活動		求職申立書	本人
⑦ 就学		在学証明書又は学生証の コピー 及び 時間割のコ ピー	在学証明書→学校等
⑧ 虐待やDVのおそれがあること		状況によって必要書類が 異なります。詳しくは教 育保育係にお問合せくだ さい。	－
⑨ 育児休業取得時に既に保育を利用して いる子どもがいて継続利用が必要であ ること			
⑩ 前各号に類する状態として市が認める 場合			

※必要書類の有効期間は証明日から原則2か月以内です。内容が変更になっている場合、再提出をお願いすることがあります。

□4 利用者負担額(保育料)を決定するための書類

世帯の状況が下表に当てはまる場合は、必要書類を提出してください。

対象者	状況	必要書類
保護者及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限り)※1	令和6年1月2日以降に小樽市へ転入	令和6年度(令和5年分)市町村民税所得・課税証明書※1 令和6年度の市町村民税が課税されていた市町村で発行されます。※2
	令和6年度市町村民税が未申告	令和6年度市民税・道民税申告書(控) ※令和6年1月1日時点で住民登録のあった市町村へ申告し、受付印が押された申告書の控が必要です。
	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書
保護者及び同居の親族	障がい者	障がい者手帳等のコピー

※1 児童の属する世帯の生計が、保護者の収入ではなく、児童と生計を一にしている祖父母等の扶養義務者の収入により成り立っていると認められる場合は、保護者以外の扶養義務者を「家計の主宰者」と認定し、保育料算定の際に市町村民税額を合算します。詳しくは8ページの「(1) 保育料の算定方法について」を御覧ください。

※2 マイナンバー(個人番号)の確認ができる場合は、所得・課税証明書の提出は不要です。マイナンバーについては11ページを御覧ください。

(2) 利用申込み後、申込内容に変更があった場合

保育所等を利用している期間（保育所等への入所待ちの期間を含む）に下記の変更が生じた場合は、速やかに教育・保育給付認定の変更申請を行ってください。変更後の状況によって、保育料、教育・保育給付認定内容及び利用調整の優先度が変更になる場合があります。必要書類は保育所等又は教育保育係窓口にて備えてあります。

※ 変更がない場合についても、毎年6月頃に現状確認のため現況届で世帯状況等を確認させていただくとともに「保育を必要とする事由を証明するための書類」（2号・3号認定のみ）についても再提出をお願いしております。

※ 正当な理由がなく変更申請を行わない場合は、教育・保育給付認定を取り消しますので、御注意ください。変更内容	必要書類
1 就職・退職・勤務時間等の変更 (教育・保育認定の変更を伴うもの)	☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼変更届 ☐ 変更後の状況に応じ、6ページ記載の保育を必要とする事由を証明するための書類（1号認定の場合は添付不要）
2 育児休業から復帰	☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼変更届 ☐ 就労証明書等6ページ記載の保育を必要とする事由を証明するための書類
3 市外転出	☐ 退所届 ※市外転出の場合、利用している施設は原則退所となります。転出後も利用を希望される場合は、事前に教育保育係まで御相談ください。
4 婚姻	☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼変更届 ☐ 婚姻した相手の6ページ記載の保育を必要とする事由を証明するための書類（1号認定の場合は添付不要） ※小樽市で市・道民税が課税されていない場合、婚姻した相手の所得・課税証明書又はマイナンバーが必要となる場合があります。
5 離婚（離婚調停中を含む）	☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼変更届 ☐ 離婚後の戸籍「全部事項証明書」 ☐ 離婚調停中の場合、事件係属証明書など ※父母が離婚前提で別居した場合にも、書類が必要な場合があります。詳しくは教育保育係までお問合せください。
6 世帯構成が変わった	☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼変更届 ※祖父母等を家計の主宰者と判断し課税額を合算する場合、小樽市で市・道民税が課税されていない方の所得・課税証明書又はマイナンバーが必要となる場合があります。
7 障がい等の認定を受けた	☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼変更届 ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
8 生活保護の開始・廃止	☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼変更届
9 氏名変更	☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼変更届
10 兄姉が幼稚園等を入退園したとき	☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼変更届 ☐ 在園証明書等
11 令和6年度の市町村民税額変更	☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼変更届 ☐ 確定申告書又は市民税・道民税申告書の控

※ 4、5、11については、原則、教育保育係窓口にて手続きをお願いします。

※ 印鑑は必ずお持ちください。

4 保育料（3歳未満児）

（１）保育料の算定方法について

保育料は市町村民税の課税状況で決定し、算定に用いる課税年度は毎年９月に更新します。

＜令和７年度＞

【４月】

【９月】

【３月】

令和６年度市町村民税に基づく保育料

令和７年度市町村民税に基づく保育料

※令和６年度市町村民税：令和５年１月～令和５年１２月までの収入等に基づき決定されます。

■保育料は保護者及び保護者と同居している扶養義務者（子どもから見た民法上の扶養義務者であって家計の主宰者である場合に限り）の課税額の合計額に応じて決定します。



祖父母等と同居しているのですが、祖父母等の収入も保育料に影響しますか？

次の場合に、祖父母等の扶養義務者を家計の主宰者と見なし、祖父母等の課税額も合算して保育料を計算します。

条件１ 保護者の収入が一定基準額に満たない場合

かつ

条件２ 同居者に子どもの扶養義務者がいる場合



祖父母等の扶養義務者の課税額も合算して保育料を決定

※家計の主宰者判定基準は、老齢基礎年金の金額を基に設定しています。

■確定申告等により市町村民税額に変更があった場合、教育保育係まで御連絡ください。

■国外から転入された方で、市町村民税の情報がない場合、上記対象期間の収入等が分かる書類を提出してください。収入等を証明できる書類が用意できない場合には、教育保育係まで御相談ください。

■年度の初日の前日時点で３歳になった場合は、４月以降の保育料が変更となります。そのため年度の途中で満３歳となった場合は、同一年度内は「３歳未満児」の保育料となります。

■税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等）は、保育料決定の際は適用されません。

令和 5 年 9 月より世帯内「第 1 子目の保育料の引き下げ（以下表のとおり）」と「第 2 子目以降の完全無料化」を実施。

各月初日の 3 歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分			保育料月額（単位：円）	
階層区分	定義		標準時間認定 保護者	短時間認定 保護者
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯		0	0
B1	A 階層を除き、要保護者等で当該年度分（4 月から 8 月までにあつては、前年度分）の市町村民税非課税世帯		0	0
B2	A 階層及び B1 階層を除き、当該年度分（4 月から 8 月までにあつては、前年度分）の市町村民税非課税世帯		0	0
C	A 階層及び B 階層を除き、市町村民税所得割合算額が次の区分に該当する世帯	48,600 円未満（均等割課税含む）	11,000	10,800
C*		48,600 円未満（均等割課税含む） ※ひとり親世帯等	3,200	3,100
D1		48,600 円以上 67,000 円未満	15,600	15,300
D1*		48,600 円以上 67,000 円未満 ※ひとり親世帯等	4,400	4,300
D2		67,000 円以上 97,000 円未満	22,500	22,100
D2*		67,000 円以上 77,101 円未満 ※ひとり親世帯等	4,400	4,300
D3		97,000 円以上 140,000 円未満	30,200	29,600
D4		140,000 円以上 169,000 円未満	39,500	38,800
D5		169,000 円以上 254,000 円未満	45,800	44,900
D6		254,000 円以上 301,000 円未満	53,700	52,700
D7		301,000 円以上 341,000 円未満	60,100	58,900
D8		341,000 円以上 397,000 円未満	65,400	64,200
D9		397,000 円以上	75,800	74,500

※認可保育所、認定こども園（保育部分）、家庭的保育事業等を利用する 0 歳クラス～2 歳クラスの児童における世帯内第 1 子目の保育料。

※同一世帯に子どもが 2 人以上いる世帯は、世帯の収入や子どもの年齢に関わらず、世帯の中で年齢の高い順に数え、第 2 子目以降の保育料は無料。（北海道と小樽市独自施策による多子軽減）

※階層区分における「C*、D1*、D2*」はひとり親世帯等の金額。

「D2*」階層における、ひとり親世帯等の適用は所得割額 77,101 円未満まで。
（77,101 円～96,999 円は「D2」階層となります。）

※この表における「所得割」は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等）を差し引く前の所得割額となります。

保育料の納入について

認可保育所（市立保育所及び民間保育所）の保育料は、口座振替での納入となります。振替日は、各月の末日（月末が土日祝日の場合は、翌営業日）です。

認定こども園の保育料は、園に直接納めていただきます。

欠席日数にかかわらず、保育所等に在籍している場合、保育料を全額納入していただきます。月の途中で入所、退所される場合については、保育料は日割計算となります。

保育料等の納入がない場合、督促状や催告状の送付のほか、財産の調査（金融機関や勤務先への照会など）を実施して財産差押えの処分を行うことがあります。期日までの納入が難しい場合は必ず下記担当まで御連絡をお願いします。

平日 午前9時 ～ 午後5時20分まで ☎：32-4111 内線458

保育料の無償化について

令和元年10月から、3歳～5歳（小学校就学前まで）のすべての子どもの保育所、認定こども園、幼稚園等の保育料が無償化されました（0歳から2歳までの子どもは、市町村民税非課税世帯で保育の必要性があると認定された場合、無償化の対象となります。）。

保育所及び認定こども園（保育部分）については、3歳を迎えた後の最初の4月1日から無償化の対象となります。

実費徴収費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は無償化の対象外です。

保育料の減免制度について

失業や著しい世帯収入の低下、病気、災害等のやむを得ない理由により保育料の納入が困難な場合には、減免制度がありますので教育保育係へ御相談ください。

申請は減免を受けようとする月の納入期限の10日前までとなります。

副食費の納入について

納入方法については施設によって異なりますので、入所時に直接御確認ください。

副食費の取扱いについて

令和元年9月までは3歳児～5歳児までの子どもの主食費（ご飯やパン等）は保育料と別に実費負担（各自持参とする園もあります。）とし、副食費は保育料に含まれる扱いとなっていました。

令和元年10月からの保育料の無償化後は、副食費についても実費負担となったため、直接、保育所等に副食費をお支払いいただきます。なお、副食費の金額は各保育所等によって異なるため、各保育所等へお問合せください。

ただし、無償化にあたり①年収360万円未満相当世帯の子ども②収入に関わらず第3子以降の子どもに関しては副食費が免除となり、該当者には「免除通知」が送付されます。（2・3号認定の第3子の考え方：同一世帯内で小学校入学前の年長者から数えて3番目の子ども。1号認定の第3子の考え方：同一世帯内で小学校3年生までの子どもの年長者から数えて3番目の子ども。）

0歳児～2歳児の副食費については、これまでどおり保育料に含む扱いとなります。

5 手続の一部にマイナンバーが必要になります

(1) マイナンバー情報が必要になる場合

新規で保育所、認定こども園等を利用する場合、その他認定変更手続時及び現況確認時

- ①令和6年1月2日以降に小樽市へ転入した方
- ②令和6年1月1日以前に居住していた市町村の令和6年度市町村民税所得・課税証明書等を提出できない場合

※上記①、②両方に該当する場合はマイナンバーが必ず必要となります。

(2) マイナンバーの記載

利用申請の際に、申請書の記載欄に個人番号（マイナンバー）を記入してください。

なお、保護者（扶養義務者）全ての個人番号の記入が必要です。

(3) マイナンバー書類の提示について

手続きの際に、次に掲げる書類を提示してください。

■個人番号カードを持っている場合

- ・個人番号カード

■個人番号カードを持っていない場合

- ・個人番号が記載された住民票の写し
- ・本人確認を行うため、次に掲げる書類のいずれか

- ・1点の提示でよいもの（顔写真付きのもの）
運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって写真の表示等の措置が施され氏名・生年月日・住所が記載されているもの
- ・2点の提示が必要なもの（顔写真付き以外のもの）
健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって氏名・生年月日・住所が記載されているもの

※写しの提出は不要ですが、申請時に確認のため、提示をお願いします

(4) マイナンバー情報の利用について

利用を希望する施設の入所選考や保育料等の算定には、市町村民税の所得割額の情報が必要となります。上記（1）②記載の証明書等が提出できない場合、マイナンバーを利用し、市町村民税所得割額を前居住地の自治体へ照会させていただきます。

< マイナンバー（個人番号）について >

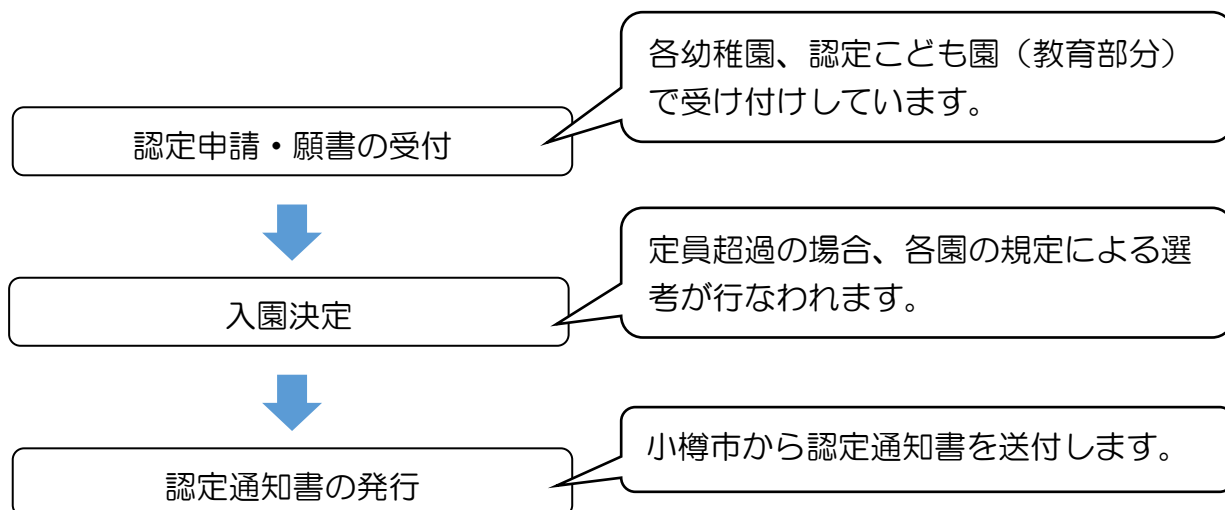
「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、教育・保育給付認定に係る手続きには、マイナンバー（個人番号）の記載が必要となります。ただし、マイナンバー（個人番号）の通知カードが見当たらない場合やマイナンバーカード（個人番号カード）を取得していない場合など、マイナンバー（個人番号）を記載せずに、個人番号欄を空欄で提出されても、申請書は受理いたします。ただし、保護者（又は家計の主宰者）の当該年の1月1日現在の住所が小樽市外の場合で、かつ課税情報を確認する必要がある場合は、代わりに所得・課税証明書を紙媒体で添付していただく必要があります。マイナンバー（個人番号）を記載した申請書を提出する際は、番号確認書類、身元確認書類（代理人の場合は代理人のもの）、委任欄の記載（代理人が提出する場合のみ）が必要です。

6 1号認定を受けて教育施設を利用する

(1) 申請方法

受付から利用までの流れは次のとおりです。

※幼稚園については15ページを御覧ください。



■ 幼稚園の利用時間は教育時間（概ね午前9時～午後2時）とその後の預かり保育等に分けられます。教育時間の利用料は無料です。預かり保育等の利用料については各園に直接お問い合わせください。

■ 副食費については10ページを御覧ください。

■ 1号認定を受けて、幼稚園の教育時間＋預かり保育事業を利用する場合、預かり保育も無償化の対象となるためには、別途新2号・新3号の認定を受ける必要があります。

認定を受けるためには保護者のいずれもが「保育を必要とする事由（就労や疾病等）」に該当することが必要です。保育を必要とする事由については3ページを御覧ください。

通っている幼稚園、認定こども園を通して申請を行ってください。

■ 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）については、学校教育法上、満3歳（3歳になった日）から入園できるとされていることなどから、満3歳になった日から無償化の対象となります。

ただし、幼稚園の預かり保育事業については、保育所等との公平性の観点から、市町村民税非課税世帯を除き、満3歳となった翌年度（4月）から無償化の対象となります。

7 その他のサービス

(1) 休日保育

日曜日や祝祭日に保護者の仕事などのため、子どもの保育が困難な方を対象にして休日保育を実施しています。希望する場合には、直接施設へお問合せください。

- 実施施設：中央保育所（住所：堺町2-9 ☎29-3154）
- 対象年齢：1歳以上（離乳食を完了していること）～小学校就学前の子ども
※2号・3号認定を受けて、認可の保育所等を利用していること。
※1号認定を受けている子どもは対象外です。
- 利用時間：7:45～18:00
- 利用料：無料
- その他：お弁当とお茶（お水）を持参してください。おやつは保育所で用意します。

(2) 一時預かり（一般型）

保護者の緊急事態やリフレッシュに対応するため、一時的に子どもを預けることができる一時預かり（一般型）を実施しています。希望する場合には、直接施設へお問合せください。

- 実施施設：認定こども園 ゆりかご保育園（住所：入船5-24-12 ☎25-8998）
あおぞら保育園（住所：勝納町16-13 ☎26-6226）
日赤保育所（現在休止中）
- 対象年齢：1歳以上（離乳食を完了していること）～小学校就学前の子ども
※保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していないこと。
ただし、市外の保育所を利用しており、出産などで一時的に里帰りする場合などは利用可能。
- 利用時間：1日当たり8時間（1か月15日まで）
- 利用料：3歳未満児1,950円／1回
3歳以上児1,550円／1回
※市町村民税非課税世帯及び生活保護世帯の場合、利用料の免除制度があります。詳しくは各施設に直接お問合せください。

(3) 病児保育

病気により集団生活が困難な子どもで、保護者の仕事等により家庭で保育できない場合に専用施設で子どもを預かる病児保育を実施しています。利用前に事前登録が必要になります。

- 実施施設：病児保育施設 たつのこルーム（住所：稲穂3-22-11 ☎23-7876）
認定こども園いなほ幼稚園隣接
- 対象年齢：1歳～小学校6年生
※保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設及び小学校等に通っていること。
- 利用時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00
- 利用人数：1日3名まで
- 利用料：無料
- 食事代等：300円／1日
- その他：たつのこルームでは離乳食の提供ができないため、1歳6か月未満の子どもを預ける場合には、別途昼食とおやつを持参してください（その場合300円はかかりません）

8 保育所等一覧

(1) 認可保育所・認定こども園

地区	種類 ※1	施設名※2	住所	電話番号	定員 ※4	対象 年齢※3	開所 時間	閉所 時間	特別保育 事業等※5
塩谷地区	保	福) 蘭島保育園	蘭島 1-3-27	64-2567	20	0歳～	7:45	18:00	
	認	福) あかつき保育園	塩谷 1-25-20	26-0618	20 (15)	0歳～	7:30	18:00	
長橋地区	認	学) 小樽杉の子幼稚園	幸 4-25-14	27-3898	50 (50)	1歳6 か月～	8:00	18:00	
	保	福) 龍徳マメイ保育園	マメイ 1-19-6	26-2905	30	0歳～	7:30	18:00	
	保	福) 相愛保育所	長橋 1-2-20	32-7564	30	0歳～	7:45	18:00	
高島地区	保	公) 赤岩保育所 ◎	赤岩 2-21-1	22-9536	75	0歳～	7:45	19:00	延
手宮地区	保	公) 手宮保育所	梅ヶ枝町 3-23	23-1810	70	0歳～	7:45	18:00	
	認	学) 手宮幼稚園	梅ヶ枝町 11-12	22-0067	15 (35)	満3歳～	8:00	18:00	
中央地区	認	学) いなほ幼稚園	稲穂 4-11-2	23-7876	40 (80)	6か月～	7:30	18:30	
	保	福) 中央保育所	堺町 2-9	29-3154	70	0歳～	7:20	19:00	延、休
	保	福) 愛育保育園	花園 4-3-14	33-5858	50	0歳～	7:30	19:00	延
	保	福) 杉の子保育園	入船 1-5-16	32-1223	40	0歳～	7:45	18:00	
山手地区	保	日赤) 日赤保育所	緑 1-9-9	22-5223	60	0歳～	7:45	18:00	
	認	学) 小樽藤幼稚園	富岡 1-21-12	23-3834	10 (35)	3歳～	7:30	19:00	延 土閉
	保	公) 最上保育所	最上 2-9-10	22-2770	35	6か月～	7:45	18:00	
	認	学) 小樽リーフ幼稚園	松ヶ枝 1-9-5	23-7890	10 (30)	満3歳～	7:30	18:00	土閉
	認	福) ゆりかご保育園	入船 5-24-12	25-8898	60 (5)	0歳～	7:45	18:00	一時
南小樽地区	保	公) 奥沢保育所 ◎	奥沢 3-22-1	22-4641	78	0歳～	7:45	19:00	延
	保	福) 龍徳保育園	真栄 1-3-8	25-3073	50	0歳～	7:30	18:00	
	認	学) 小樽幼稚園	若松 1-4-17	22-6536	70 (45)	6か月～	7:30	18:00	延
	保	福) あおぞら保育園	勝納町 16-13	26-6226	80	0歳～	7:30	19:00	延、一時
	保	宗) 若竹保育所	若竹町 5-2	22-6539	20	0歳～	7:30	18:00	
朝里地区	認	福) さくら保育園	桜 1-4-13	54-2119	60 (15)	2歳～	7:00	19:00	延
	保	福) さくら乳児保育園	桜 1-4-30	51-5557	40	0～2歳	7:00	19:00	延
	認	学) さくら幼稚園	桜 1-5-1	54-6106	100 (45)	0歳～	7:30	19:00	延
	保	福) 新光保育園	新光 1-33-7	54-8145	90	0歳～	7:30	19:00	延
銭函地区	認	特非) かもめ保育園	張碓町 558-1	62-1284	71 (6)	0歳～	7:20	19:00	延
	認	学) 桂岡幼稚園	桂岡町 5-16	62-4138	50 (130)	0歳～	7:30	19:00	延
	保	公) 銭函保育所 ◎	銭函 2-23-13	62-2890	80	0歳～	7:45	19:00	延

※1 「保」：認可保育所 「認」：認定こども園 「幼」：幼稚園

※2 「公」：公立 「福」：社会福祉法人 「学」：学校法人 「宗」：宗教法人 「日赤」：日本赤十字社 「特非」：特定非営利活動法人

※3 「0歳～」：生後57日目から ※4 () 内は1号認定の定員

※5 「延」：延長保育 「一時」：一時預かり(一般型) 「休」：休日保育 「土閉」：土曜日閉園

◎マークの保育所には、地域子育て支援センターが併設されています。 ☆「さくら保育園」と「さくら乳児保育園」は月齢により利用できる施設が異なります。必ず施設を見学し、どちらの施設を利用できるか確認の上でお申込みください。

(2) 幼稚園

下記の幼稚園の利用を希望される場合、1号認定を受ける必要があります。
詳細については12ページを御覧ください。

地区	種類	施設名※2	住所	電話番号	定員※4	対象年齢
長橋地区	幼	学) 長橋幼稚園	長橋 3-13-9	22-7255	(45)	満3歳～
山手地区	幼	学) まや幼稚園	緑 1-23-8	32-5449	(40)	満3歳～
	幼	学) 小樽中央幼稚園	富岡 1-4-13	22-3842	(60)	満3歳～
	幼	学) ロース幼稚園	富岡 1-8-2	22-1406	(60)	満3歳～
南小樽地区	幼	学) 小樽高田幼稚園	住ノ江 2-3-11	25-0907	(60)	満3歳～
朝里地区	幼	学) 朝里幼稚園	新光 1-3-10	54-8003	(90)	満3歳～

(3) 認可外保育施設等 申込みについては、直接施設にお問合せください。

認可外保育施設

地区	施設名	住所	電話番号	定員	対象年齢	その他
山手地区	キッズルームアップル	緑 2-19-8	65-7154	12	2 か月～	乳児保育(生後2か月から)
南小樽地区	青い鳥保育園	潮見台 1-5-29	24-1655	27	6 か月～	乳児保育(生後6か月から)
朝里地区	にしだ靖江	桜 2-15-3	090-6265-2351	3	3 か月～	乳児保育(生後3か月から) 一時的保育・病児保育
銭函地区	ベビーシッター しゃぼんだま	星野町 15-6	080-5585-0891	5	0 歳～	新規受付停止中

※このほかの認可外保育施設としては、各病院の職員の子どもを受け入れる院内保育施設などがあります。

企業主導型保育施設

地区	施設名	住所	電話番号	定員	対象年齢	その他
中央地区	キッズルームアップルはなぞの	花園 5-6-17	65-7151	30	2 か月～	乳児保育(生後2か月から)
南小樽地区	ウイングベイ小樽 すこやか保育園	築港 11-5	61-1631	30	5 か月～	乳児保育(生後5か月から)
朝里地区	ココラソ保育園	桜 2-1-27	54-7459	12	5 か月～	乳児保育(生後5か月から)
	こころキッズ ワタキュー小樽ルーム	新光 5-15-11	65-7131	19	1 歳～	土曜休園
銭函地区	おはなの保育園	春香町 328-2	64-6533	12	2 か月～	乳児保育(生後2か月から)

※企業主導型保育施設とは企業が運営する認可外の保育施設です。従業員対象の保育施設ですが、地域枠が設けられている場合は地域の子どもも利用できます。

※企業主導型保育施設については地域の子どもの受入れが可能な施設のみを掲載しています。

9 Q & A

Q 1 入所を希望する施設は見学した方がよいですか？

A 1 子どもがこれから毎日通う施設となりますので、施設の場所や各保育所等の特色ある保育内容等を知っていただくために、事前に複数の施設を見学される事をお勧めしております。
見学を希望される場合は、施設に直接お電話の上、日時等を御相談ください。

Q 2 「保育所等利用申込書」の提出が早い順番に、優先的に入所できますか？

A 2 利用調整（選考）の優先度は、申込書が提出された順番ではなく、保育を必要とする順番（世帯の就労状況や家族構成等）によって決まりますので、申込みの早い順番に入所できるということはありません。
また、受付期間（利用を希望する月の前々月16日から前月15日まで）よりも前に申込みをすることはできませんので、御注意ください。

Q 3 今すぐ利用できる施設はありますか？

A 3 希望する施設が、現在入所待ちの子どもがいない状況であっても、必ず入所できるとは限りません。毎月15日の締切り時点での申込み人数や施設の職員配置などを基に利用調整（選考）することになります。
また、入所の日は原則として入所を希望する月の1日です。

Q 4 転所（保育所等の変更）の手続きはどうすればよいですか？

A 4 新規の利用申込み手続と同様に、「保育所等利用申込書」を御提出いただき、利用調整（選考）によって、転所できるかどうか決定されます。転所できた場合、新たに慣らし保育が必要となりますので、御了承ください。

Q 5 第2希望の保育所等に入所が決まりましたが、第1希望の保育所等に移れますか？

A 5 Q4のように転所の手続が必要です。利用調整の結果第1希望に入所できず、第2希望で入所可能となった場合、利用できるのは第2希望の保育所等になります。

Q 6 育児休業明けで8月2日から職場復帰します。いつから申込みできますか？

A 6 職場復帰の日である8月2日からの利用を希望する場合は、6月16日から7月15日までの受付期間に申込みをする必要があります。ただし、初めの1～3週間程度は「慣らし保育」の期間となり、短時間でのお預かりとなるため、職場での勤務に支障が出る場合などは、復帰日の3週間前（7月入所）からの利用を希望することができます。

職場復帰日の3週間前である7月12日からの利用を希望する場合は、5月16日から6月15日までの受付期間に申込みをする必要があります。

Q 7 求職活動を理由に4月1日からの利用希望で申込みをしましたが、入所できませんでした。教育・保育給付認定の有効期間は4月1日から6月30日までとなっていますが、7月以降も保育所の利用希望をするには、どうしたらいいですか？

A 7 教育・保育給付認定の有効期間が過ぎると、利用調整を受けることができなくなるので、7月の利用調整を受けるためには、5月16日から6月15日までの受付期間内に再度教育・保育給付認定の申請をしていただく必要があります。

Q 8 子どもに食物アレルギーがありますが、対応してもらえますか？

A 8 保育所では、医師の指示のもとで保護者との連携を保ち集団給食の範囲の中で除去食対応等を行っております。対応内容については、保育所により異なる場合があります。詳しくは各保育所にお問合せください。
なお、公立保育所（奥沢、銭函、手宮、赤岩、最上の各保育所）では、かかりつけの医師が記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（医療機関で文書作成料がかかります。）を年1回提出していただき、その指示内容にそった対応をいたします。

Q 9 市外に引っ越す予定ですが、転出後も小樽市の保育所等を利用したい場合、手続が必要ですか？

A 9 転出後も小樽市の保育所等の利用を希望される場合、必ず転出する前に教育保育係に御相談ください。小樽市と転出先の市町村で協議を行います。協議の結果、利用できない場合もあります。

Q 10 災害時の対応はどのようになっていますか？

A 10 原則、保育所等で待機しますが、災害の状況によっては決められた避難場所に避難します。保育所等との連絡を密に行い、出来る限り早くお迎えにきてください。

記載例(2・3号認定現況確認用)

保護者等を利用している子どもの氏名・性別・生年月日・住所・家庭の状況及び現在の希望する利用時間等については、小樽市に待機のある情報をお知らせください。印刷してある情報に間違いがないか御確認ください。内容が修正される場合は、該当部分を二重線で消し、修正印を押印のうえ、空いているスペースに修正後の内容を記載してください。記入するとき「消せるボールペン」や修正液、修正テープ等を使用しないでください。

施設入用提出する日をご記入してください。

令和7年6月13日

給付認定申請書 小樽 父彦

保護者氏名をご記入してください。※すでにきょうだいがある場合は同じ方の氏名を記載してください。

次のおお、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定の申請(現況の届出)をします。

申請に係る小児の氏名	小樽 育子	性別	女	生年月日	平成31年
個人番号	00000000000000000000	保育の有無	有		
住所	小樽市 花園X-11はなぞのペンション30X号室				
連絡先	090-0000-XXXX				
保育の希望の有無(※)	無(1号認定)				

令和6年1月1日現在の住所に記入してください。小樽市以外にお住まいだった場合、市町村名を記入してください。

連絡のつきやすい順番に電話番号を記入してください。

区分	子どもから見た続柄を記入してください。	生年月日	年齢	性別	勤務先又は学校等	個人番号
小樽 父彦	父	63年11月11日生	36	男	個人・専業主婦	XXXXXXXXXXXX
小樽 母世	母	63年12月12日生	36	女	個人・専業主婦	XXXXXXXXXXXX
小樽 祖父雄	祖父	33年1月15日生	67	男	個人・専業主婦	XXXXXXXXXXXX
小樽 祖母子	祖母	33年10月13日生	66	女	個人・専業主婦	XXXXXXXXXXXX
小樽 兄輔	兄	25年1月30日生	12	男	通学小学校	XXXXXXXXXXXX
小樽 叔父	叔父	61年8月8日生	61	男	個人・専業主婦	XXXXXXXXXXXX

住民票上別世帯であっても、同居している親族等がある場合は、全員分記入してください。

家庭の状況	☐ 上記以外	☒ 有(氏名)	生活保護の適用の有無	☒ 有(氏名)
世帯員の職種の有無(同居者に限る)	☒ 有(氏名)	世帯員の職種の有無(同居者に限る)	☒ 有(氏名)	
児童の世帯員(同居者)以外で、生計を一にする子以外で暮らす場合は、必要事項を記入してください。		児童の世帯員(同居者)以外で、生計を一にする子以外で暮らす場合は、必要事項を記入してください。		

ひとりの期に該当する場合は、離別等の事由を○で囲み、その年月日を記入してください。

生活保護を受けている場合は、有に○を付け、生活保護の受給開始年月日とケース番号を記入してください。世帯員に障がいをお持ちの方がある場合は、有に○を付け、障がいをお持ちの方の氏名を記入し、身体障害者手帳等のコピーを添付してください。

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	令和7年7月1日から令和7年7月1日まで
利用を希望する施設(事業者)名	第一希望 通河幼稚園 (希望理由) 自宅に近いから。
	第二希望 (希望理由)
	第三希望 (希望理由)

③保育の利用を必要とする理由等

保護者の労働又は疾病等の理由により保育等において保育の利用を希望する場合に記入してください。	必要とする理由
保護者の労働又は疾病等の理由により保育等において保育の利用を希望する場合に記入してください。	必要とする理由

現在認定されている保育の必要量(標準時間・短時間)にのり利用時間が記載されています。変更する場合は、印刷されている部分を二重線で消し、希望する部分に記入してください。

(1) 施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(父母その他の児童の世帯員を含む)、世帯情報、生活保護の受給情報及び児童手当・児童扶養手当の受給情報等に関する情報(※)	保護者の氏名	小樽 父彦
(2) 新年度(令和7年度)の保育給付認定の必要とする理由(※)	保護者の氏名	小樽 母世
(3) 下記の保育給付認定の必要とする理由(※)	保護者の氏名	小樽 叔父

保育給付認定の必要とする理由(※)	保護者の氏名	小樽 母世
保育給付認定の必要とする理由(※)	保護者の氏名	小樽 叔父

提出する前に再度下記の内容について御確認ください。

- 表面の「児童の世帯員」欄について記入漏れがないか御確認ください。
- 裏面の「教育・保育給付認定保護者氏名」欄に保護者氏名の記入漏れがないか御確認ください。
- 消せるボールペンで記入していないか御確認ください。
- ※消せるボールペンで記入した場合、再度書き直していただく場合があります。
- 令和6年度の市町村民税が市町村で課税されていない場合(令和6年1月2日以降に小樽市へ新入した場合)、令和6年度の市町村民税所得・課税証明書の添付が必要です。
- ただし、マイナンバー(個人番号)を現況届に記載した場合は、現在生活保護を受けている方は、添付不要です。

窓口に提出する日を記入してください

令和 7 年 6 月 13 日

「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼 現況届」と同じ保護者氏名を記入してください（自署の場合は押印不要）

保育所等の利用を希望する子どもと同世帯の親族について記入してください。

保育所等の利用を希望する子どもと同世帯の親族について記入してください。

保育所等の利用を希望する期間と希望する施設名を記入してください。

※ 希望する保育所によっては希望日から入所できないことがあります。

通える範囲で第４希望以降も追加する場合、余白に施設名を記入してください。

保育所等の利用を希望する期間と希望する施設名を記入してください。

※ 希望する保育所によっては希望日から入所できないことがあります。

通える範囲で第4希望以降も追加する場合、余白に施設名を記入してください。

＜記入例＞
父母共に就労の場合：父母共に就労のため
保育を必要とする理由を記入してください。

保育を必要とする理由を記入してください。

＜記入例＞

父母共に就労の場合：父母共に就労のため

父就労、母育児休業から復帰の場合：父母共に就労のため（母〇月〇日育児休業から復帰予定）

父就労、母求職活動の場合：父就労、母求職活動のため

保育所等の利用を希望する子どもの現在の健康状態について記入してください。

※ 場合によっては追加書類の提出が必要ことがあります。

メモ（申込年月日、希望した保育所等をメモしておくとう便利です）

申込年月日：

第 1 希 望：

第 2 希 望：

第 3 希 望：

利用者支援専門員（保育・子育てコンシェルジュ）

① 利用者支援専門員（保育コンシェルジュ）

保育所、認定こども園、幼稚園、一時預かりなどそれぞれの希望に応じた保育サービスの情報提供を行います。

② 利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）

子育てに関する様々な相談に応じ、情報提供やアドバイスを行います。また、必要に応じ、専門機関を紹介します。

■よくある御質問

- ・小樽市にはどんな保育所や幼稚園があるの？
- ・認定こども園とはどんな施設なの？
- ・仕事を探している段階でも、保育所は申し込めるの？
- ・育児休業中だけど、いつから保育所に入所できるの？
- ・一時的に子どもを預けてリフレッシュしたい。どこか預かってくれるところはあるの？
- ・子育てに関する日常的な悩み

電話や窓口での面談により相談を行っています。

なお、窓口での面談は事前予約のある方を優先させていただきます。

受付時間：平日（保育コンシェルジュ） 午前9時 ～ 午後5時20分
（子育てコンシェルジュ） 午前9時30分 ～ 午後4時

☎：0134-32-4111

【保育所等の関係】内線 304

【その他子育て全般】内線7378

相談窓口 小樽市役所別館5階 【保育所等の関係】子育て支援課窓口
ウイングベイ小樽1番街4階 【子 育 て 全 般】こども家庭課窓口